

# 令和5年度 第1回茨木市高齢者施策推進分科会

◇ 日 時 令和5年6月29日(木曜日)  
午後2時から

◇ 場 所 茨木市福祉文化会館 302号室

---

## 《次 第》

- 1 開 会
- 2 議 題

- 1 茨木市高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）の取組状況等について
- 2 茨木市重層的支援体制整備事業について
- 3 次期計画策定に係るアンケート結果について
- 4 その他

- 3 閉 会
- 

茨 木 市

## 高齢者保健福祉計画（第9次）介護保険事業計画（第8期）の取組状況

### 基本目標 1 お互いにつながり支え合える

施策（1）地域包括支援センターの再編

施策（2）地域包括支援センターの運営

施策（3）高齢者の生活支援体制整備の推進

施策の指標	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指標とする理由 、目標値（令和 5年度時点）
地域包括支援センター 設置数	11か所	12か所	14か所	目標値：14か所※
地域ケア会議実施回数	66回	74回	84回	個別課題解決機能 の強化のため（目 標値：70回）

※各目標値は令和5年度時点の値

### 評価「お互いにつながり支え合える」

地域包括支援センターについては、令和4年4月から市内14か所の体制となり、地域の各機関と連携を取りながら総合相談支援業務や権利擁護業務等に取り組みました。今後も、高齢者の複雑・多様化する相談に対して細やかな対応ができるよう資質向上に努めます。

地域ケア会議については、高齢者の自立支援・介護予防を強化する観点から、医療・介護・福祉の関係者等とともに支援方針を検討する自立支援型地域ケア会議を開催し、高齢者をとりまく様々な要因から高齢者世帯への処遇が困難となっているケースに関して、幅広く検討する複合課題型地域ケア会議や地域ケア会議を通して把握した課題について共有・検討する会議を適宜開催しました。今後も、地域のさまざまな関係者とのネットワークを充実し、多様な視点での支援方法の模索や介護保険サービスだけでなく地域のインフォーマルサービスの活用など、支援力の強化に努めます。

生活支援体制整備の第2層協議体については、単位を小学校区として設置を進め、健康福祉サーフティネット会議をはじめ、支援機関や住民が集う場で、生活支援コーディネーターの役割を説明するほか、他圏域若しくはエリア又は他市での地域活動好事例の紹介など、地域課題の解決に向けた環境を整えてきました。未設置の小学校区においては、その設置に向けて、関係性の構築などに引き続き努めます。

なお、第1層の協議体においては、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活が継続できることに賛同いただける法人・企業等の拡充に努めるとともに、各圏域若しくはエリアで好評であった取り組みを他圏域若しくはエリアで活用できるよう、第2層生活支援コーディネーターと連携し、生活支援体制整備の推進に努めます。

## 基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（１）介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進

施策（２）一般介護予防事業の推進

施策（３）高齢者の保健事業と介護予防事業との一体的な実施

施策（４）要介護高齢者の自立・家族介護等への支援の推進

施策の指標	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指標とする理由、 目標値
訪問型サービスA 延利用者数の増加	2,523人	3,128人	3,521人	生活支援・介護予防 サービス充実のため (目標値：3,108人)
訪問型サービスB 延利用者数の増加	79人	54人	101人	住民主体型サービス利 用者を増やすため (目標値：220人)
コミュニティデイハウ ス整備数	17か所	18か所	20か所	高齢者の行動範囲を踏 まえ、身近な場所に整 備が必要なため (目標値：21か所)
高齢者福祉タクシー 料金助成事業	1,926人	2,085人	2,202人	高齢交通弱者の増加が 見込まれるため (目標値：2,150人)
元気いばらきマップ (*1)		59か所	97か所	高齢者の行動範囲を踏 まえ、身近な場所に整 備が必要なため (目標値：150か所)
通所型サービスC実利 用者数	26人	47人	81人	運動器の機能強化によ り、自立支援・重度化 防止を進めるため (目標値：180人)
いきいき交流広場整備 数	23団体	25団体	24団体	高齢者の行動範囲を踏 まえ、身近な場所に整 備が必要なため (目標値：32か所)

\*1 元気いばらきマップは令和3年度から実施

### 評価 「健康にいきいきと自立した生活を送る」

訪問型サービスA、Bともに利用者が順調に伸びており、今後も多様な担い手によるサービス提供体制の整備に努めます。

通所型サービスCについては、短期集中リハビリトレーニングを令和4年5月から新たに1か所増設し、自立支援・重度化防止の基盤整備を進めます。

一般の介護予防教室等の参加者に対しては、基本チェックリスト及び体力測定を定期的の実施し、介護予防の効果を把握するため、分析・評価を行っています。

介護予防に取り組む住民を紹介するため「元気いばらきマップ」の掲載内容を年度ごとに更新し、配布先を広げることで住民自ら介護予防を行う環境づくりを進めます。

地域包括支援センター及びケアマネジャーに対する、自立支援型ケアマネジメントの支援としては、リハビリテーション専門職同行訪問事業に従事する専門職を令和4年度から増員したことにより、専門職が効果的・効率的な関与を行うことで、より一層の介護予防に努めます。

高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施は、国の法改正により、後期高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、後期高齢者医療広域連合、市町村の役割等について定められたこと、また、必要な規定の整備等が行われたことを受け、本市では令和3年度から東圏域で開始し、令和4年度からは西・南圏域でも実施しています。

高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）については、KDB（国保データベース）システムを用いて地域の健康課題を分析し、低栄養や生活習慣病の重症化の恐れがある方に対し、地区保健福祉センターの保健師が個別に保健指導や受診勧奨を行いました。また、同システムを活用して健診・医療・介護の受診や利用歴がない高齢者を抽出し、対象者にアンケートを送付のうえ、支援が必要と判断した方に対して保健指導や受診勧奨を行いました。

通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）については、利用者への支援の質の向上と、支援が必要な高齢者の早期発見・早期支援につなげることを目的として、通いの場等の運営者などに対し健康教育を行いました。

要介護高齢者等の在宅生活の継続、家族介護者の負担軽減となる支援については、タクシーやごいっしょサービスの利用者が増加しました。

高齢者の身近な「居場所」として、引き続きコミュニティデイハウスの整備に取り組んでいます。

### 基本目標3 “憩える・活躍できる”場をつくる

施策（1）地域活動・社会参加の促進

施策（2）身近な「居場所」の整備

施策（3）世代間交流の取組

施策（4）高齢者の「働く場」の創造

施策の指標	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指標とする理由、 目標値
コミュニティデイハウス 【再掲】 (エリアに1～2か所)	17か所	18か所	20か所	高齢者の行動範囲を踏まえ、身近な場所に整備が必要のため(目標値: 21か所)
高齢者いきがいワーカーズ 支援事業(事業立ち上げ 件数)	新規0件 累計6件	新規0件 累計6件	新規0件 累計6件	14エリアを中心に、生活支援サービスの整備が必要のため(目標値: 14件)
いきいき交流広場整備数 (再掲) (小学校区に1か所)	23団体	25団体	24団体	高齢者の行動範囲を踏まえ、身近な場所に整備が必要のため(目標値: 32か所)
多世代交流センター 利用者数	38,841人	46,697人	72,199人	世代間交流の度合いを図る指標として有効なため (目標値: 115,000人)
シルバー人材センター 登録会員数	1,533人	1,567人	1,574人	高齢者の就業促進や担い手養成の指標として有効なため(目標値: 1,788人)

#### 評価「“憩える・活躍できる”場をつくる」

高齢者いきがいワーカーズ支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度の新規立ち上げには至りませんでした。

通所型サービスB(コミュニティデイハウス)は、目標値どおりの整備を行うことができました。

いきいき交流広場の整備数については、1か所減少いたしました。各小学校区に1つという設置目標に向けて進めていきます。

多世代交流センターの利用者数については、新型コロナウイルス感染症の流行前より、利用者数は減少しているものの、令和3年度より増加しています。

シルバー人材センター登録会員数については、令和3年度とほぼ同数で、目標値を上回っています。

## 基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（1）認知症施策の推進（認知症施策推進大綱の推進）

施策（2）虐待防止対策の推進

施策（3）権利擁護の推進

施策の指標	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指標とする理由、目標値
認知症サポーター養成講座 受講者数 (平成20年度(2008年度) からの累計)	22,631人	23,064人	24,225人	認知症への理解を深めるため (目標値:27,000人)
認知症カフェ登録数	19か所	23か所	24か所	認知症の人の介護者の負担軽減のため(目標値:30か所)
認知症対応力向上研修 実施回数	3回	4回	3回	病院・介護保険施設等での個別支援を向上させるため (目標値:5回)
認知症の人の家族向け介護教室 実施回数	4回	14回	13回	認知症の人の介護者の負担軽減のため(目標値:11か所)

## 評価「一人ひとりの権利が尊重される」

認知症施策の推進では、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりに向けて、様々な世代に対し認知症への理解を深め、関心を持ってもらえるよう、認知症サポーター養成講座の開催やイベント等を通じての周知啓発活動を行っております。

認知症サポーター養成講座をはじめ、認知症カフェや認知症対応力向上研修、認知症の人の家族向け介護教室については、コロナ禍で活動の縮小を余儀なくされましたが、開催場所を広くしたりオンラインを活用したりするなど状況に合わせて実施しました。結果、認知症サポーターおよび認知症カフェ登録数の増加につながっています。

また、認知症の本人や家族が参加する「認知症本人ミーティング」と題し、当事者同士が

仲間と出会い、思いを率直に語る、聴く場を設けました。

今後も引き続き、認知症地域支援推進員や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、認知症の人やその家族への専門的な相談支援を行うとともに、本人や家族のニーズと認知症サポーター等を中心とした支援をつなぐ仕組みづくりに取り組んでいきます。また、オンラインの活用等工夫をし、市民の認知症に対する関心や知識を深める取り組みを様々な手段を活用し実施していきます。

虐待防止対策の推進として、虐待の未然防止や早期発見及び深刻化を防ぐため、昨年度に引き続き、市内を運行する公共バスを利用して、ラッピングバスを走行させ、相談・通報の協力を呼びかけました。今後も支援体制の強化・推進に努めるとともに、市民の意識啓発に取り組んでまいります。

また、通報等により虐待や虐待の疑いがあることを把握した場合には、市と地域包括支援センター等が連携し、家庭訪問等による事実の確認や支援策の検討を行うなど、迅速な対応に努めました。

しかし、虐待の発生には、さまざまな要因が根底にあるため早期解消が難しい場合も多く、常に、対象世帯の状況に応じた解決策の提案や制度利用の働きかけを継続し、時には高齢者の身の安全を確保するため緊急一時保護を行い、その間に、虐待に至った要因の解消や養護者の介護等の負担軽減に必要なサービス利用等の調整を行うなど、細やかな対応を心掛けました。

成年後見制度利用支援の推進として、後見等開始の審判の申立てを行う場合の費用、また成年後見人等に対する報酬に要する費用について、それぞれの支払いが困難な高齢者等を対象に費用助成を実施するなど、権利擁護の推進に努めています。



## 基本目標5 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（１）災害時に求められる医療・介護サービスの継続

施策（２）情報公表制度の推進

施策（３）安心して暮らせる環境の充実

施策（４）高齢者の居住安定に係る施策との連携

施策（５）高齢者が安心して暮らせるためのICTの活用推進

施策（６）感染対策に係る体制整備

施策の指標	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指標とする理由、目標値
要配慮者避難施設	60か所	61か所	66か所	災害時に求められる医療・介護サービスの継続 (目標値：65か所)
いばらき ほっとナビ アクセス件数（月平均）	5,800件	6,869件	6,981件	情報公表の推進のため（目標値：10,000件）
ICT活用を進めているコミュニティデイハウス数	10か所	17か所	17か所	高齢者が安心して暮らせるため (目標値：17か所)

### 評価 「安全・安心で必要な情報が活かされる」

災害時における支援を必要とする高齢者の生活の拠点となる要配慮者避難施設については、高齢者サービス事業所連絡会と災害協定を締結しています。また、地域密着型サービスを新たに整備した事業者に登録を働きかけるとともに、オンライン登録を整備したことにより、令和4年度に登録施設が5か所増え、66か所となりました。令和5年度以降も、地域密着型サービスを整備する事業所を中心に登録の働きかけを行い、災害時の支援体制の強化に努めます。

いばらきほっとナビは、介護・医療機関・障害福祉・地域情報を一元管理できるシステムで、市のホームページに掲載しています。住民が必要な情報に最短でアクセスできるほか、各サービス事業関係者が運営に必要な公的情報等をワンストップで入手することができるよう、住民向けサイトと関係者向けサイトの2つのサイトを運営しています。サイトでは随時情報を更新しており、紙媒体に代わる情報ツールとして、利用が定着してきています。今後も引き続き本システムの周知に努めていきます。

ひとり暮らし高齢者等が安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、在宅福祉として緊急通



報装置、配食サービス等、見守りを付加したサービスを行っています。また、高齢者世帯家賃助成事業、シルバーハウジング生活援助員派遣事業を通じて、高齢者の居住安定に努めています。

高齢者の身体機能・認知機能低下防止及び情報格差の解消のため、コミュニティデイハウスにおいて、ICT 機器の活用推進を進めました。スマートフォンの活用講座を実施し、利用者間でSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した交流が生まれるなど、高齢者がスマートフォンを利用する楽しみが増えています。

感染症対策に係る体制整備については、介護事業所に対するマスク及びグローブ等の配布や簡易陰圧装置の設置補助、PCR検査等の費用助成を行い、コロナ禍においても、業務が継続できる体制の支援を行いました。また、いばらきほっとナビの機能のひとつである関係者向けサイトを活用し感染症に関する周知啓発を行っています。

## 基本目標 6 社会保障制度の推進に努める

### 施策（1）介護保険制度の適正・円滑な運営

### 施策（2）介護給付費適正化事業の推進

施策の目標	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	目標とする 数値の根拠、目 標値
要介護認定の適正化	8,526件 (100%)	9,298件 (100%)	8,467件 (100%)	認定調査全件で実施する(11,000件 100%)
ケアプランの点検	21事業所 161件	38事業所 204件	33事業所 231件	市内居宅介護支援事業所数等を考慮(26事業所 200件)
住宅改修の点検	14件	6件	25件	月3件×12月(計36件)
福祉用具貸与等の点検 (※1)		1回	1回	年1回
医療情報との突合	12回	12回	12回	月1回×12月
縦覧点検	12回	12回	12回	月1回×12月
介護給付費通知	2回	2回	2回	年2回
給付実績の活用	1回	1回	1回	年1回

\*1 福祉用具貸与等の点検は令和3年度から実施

### 施策（3）在宅療養の推進

施策の指標	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	指標とする理由、目標値
医療ニーズの高い利用者の受入状況	アンケートの実施なし	アンケートの実施なし	42.3%(*1)	在宅医療ケアの体制推進のため (目標値：50%)
看取りの体制の整備状況	アンケートの実施なし	アンケートの実施なし	53.8%(*2)	看取りの体制の推進のため (目標値：50%)

\*1 介護保険事業者調査

\*2 介護保険事業者調査（看取り加算の算定にかかわらず、終末期ケアに係ること）

### 評価「社会保障制度の推進に努める」

介護保険制度の適正・円滑な運営では、高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう地域密着型サービスの整備を進めています。令和4年度に整備が進まなかった小規模多機能型居宅介護については、令和5年度に再公募します。

介護保険サービス提供事業者への指導・助言等については、サービス提供事業者に対する実施指導等を令和4年度は117件実施しました。実施した結果、サービス提供事業者に対して適正な請求を行うように指導・助言等を実施しました。適正な請求が行われていなかった事業所に対して、自主点検を行い、介護保険給付費の過誤調整等を実施するように指導しました。また、介護報酬請求について、不正を行っている疑いがあったサービス提供事業者に対する監査を行い、事実関係の調査及び確認を行った結果、指定の取消しを行いました。

介護給付適正化事業の推進については、8つの取り組みを実施し、住宅改修の点検以外の項目は目標を達成し、適切な介護保険サービスの提供支援に努めることができました。特に、ケアプラン点検については、区分支給限度基準額の利用割合が高い事業所や高齢者向け住まいに併設している事業所の点検を実施し、ケアマネジャーだけでなく、施設職員も面談に同席してもらい、点検内容の共有を図りました。

在宅療養の推進については、介護現場における医療ニーズの高い利用者の受け入れ状況及び看取り体制の充実に向けて、関係団体との会議を定期的に行い、市内の現状について情報交換を行っています。令和4年度は医療職及びケアマネジャーにアンケートを実施し、医療と介護現場の状況把握に努めました。アンケート結果を活用し、今後も引き続き課題の発見と体制の整備に必要な支援策について、関係者との協議に努めていきます。



## 茨木市重層的支援体制整備事業について

### 1 重層的支援体制整備事業創設の背景

＜これまでの福祉制度＞

- (1) 分野別（属性別） 障害、子ども、高齢者など
- (2) 生活上のリスク別 介護、生活困窮、虐待など

＜現状＞

社会状況の変化等による新たな課題

- (1) 制度の狭間 30～50歳代への支援不足など
- (2) 世帯の複合課題 8050問題、ダブルケアなど
- (3) 自ら相談に繋がれない セルフネグレクト、単身世帯の増加など

複雑化・複合化した課題に対応できる『地域共生社会』の推進を目的に、社会福祉法を改正（令和3年4月1日施行）

### 2 重層的支援体制整備事業の位置づけ

根拠法令 社会福祉法第106条の4

実施主体 市

一体的実施 包括的相談支援、参加支援、地域づくり支援

重層的支援体制整備事業は、3つの支援を包含する『すべての地域住民を対象とした包括的支援の体制整備を行う事業』と位置づけ。

### 3 総合保健福祉計画との関係性

介護、障害、子ども・子育て等の法定計画や茨木市社会福祉協議会が策定する『地域福祉活動計画』との整合性や連携を図りながら、一体的に重層的支援体制整備事業を実施

### 4 事業内容

- ① 属性を問わない相談支援（包括的相談支援）
- ② 要支援者が社会とつながりを作るための支援（参加支援）
- ③ 住民同士の関係性を育む支援（地域づくり支援）

+

①～③を効率的に機能させるための機能強化

- ④ 支援機関の役割の明確化（多機関協働）
- ⑤ 潜在的なニーズの発見や要支援者との信頼構築のための訪問支援

(アウトリーチ等を通じた継続的支援)

社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項

		機能	既存制度の対象事業等
第 1 号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第 2 号	参加支援 〔社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供〕	新規	
第 3 号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第 4 号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 〔訪問等により継続的に繋がりを続ける機能〕	新規	
第 5 号	多機関協働 〔世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能〕	新規	
第 6 号	支援プランの作成(※)	新規	

(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

(厚生労働省社会・援護局地域共生社会推進室「重層的支援体制整備事業の実施について（実務等）」より抜粋)

5 重層的支援体制整備事業実施のスケジュール（予定）

令和 5 年 6 月 重層的支援体制整備事業プレ事業開始

9 月 重層的支援体制整備事業プレ事業評価・検証

10月 厚生労働省又は大阪府より、次年度実施意向調査  
6年3月 『茨木市重層的支援体制整備事業実施計画』策定

## 6 プレ事業の実施内容

- (1) 包括的相談支援事業は、他分野に係る内容であっても一旦受け止めて、然るべき機関につなぐことを改めて確認する。
- (2) 支援関係機関等との調整機能として、地区保健福祉センターを多機関協働事業に位置づけ。
- (3) 多機関協働事業に係る支援会議又は重層的支援会議において、『アウトリーチ等を通じた継続的支援』、『参加支援』、『地域づくり』の各事業と連携した体制を整える。
- (4) 上記(3)を協議するために、支援会議や重層的支援会議をモデル的に開催して事案解決に向けた支援プランの検討及び作成などを行う。
- (5) アウトリーチ等継続的支援事業は、住民等の連携による潜在的なニーズの把握と、被支援者との信頼関係構築による継続的な訪問支援を行う。
- (6) 参加支援事業は、各圏域等における地域資源へのつながりや定着するための支援を実施する。
- (7) 分野や領域を超え、新たなつながりを生むための場（拠点だけでなく、機会等を含む）を展開する地域づくり事業には、地域支援に強みを持つ社会福祉協議会の協力も得ながら進める。
- (8) 上記の内容を重層的支援体制整備事業のプレ事業として、一体的な実施となり得ることをモデル的に南圏域で実施する。
- (9) 実施に係る成果や課題等を、令和6年度からの本格実施へつなげる。

※ 令和5年度でのプレ事業は、国の移行準備事業等の協議を経たものではなく、市独自事業として実施する。

なお、個人情報の取扱いについて、支援会議においては社会福祉法106条の6条に規定される守秘義務は課すことはできないため、従来の各関係法令等が適用されることに留意する。